

老人クラブの組織

○老人クラブとは

- 1 老人クラブとは、地域を基盤とする高齢者の組織です。
- 2 戦後、先覚者の提唱と社会福祉協議会の協力によって誕生し、各地に広がりました。
- 3 現在では、全国的なネットワークを有する高齢者組織となっています。
27年3月末現在 105,532クラブ 会員数 6,061,681人
- 4 クラブ相互の連絡調整を図り、より広域的な共同事業を実施するために、市区町村、都道府県、指定都市、全国の段階に、それぞれ連合会を組織しています。

○老人クラブの目的と性格

目的 老人クラブとは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、

- ① 仲間づくりを通じて、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、
- ② その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、
- ③ 明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的としています。

性格 (1) 自主性、地域性、共同性

老人クラブは、高齢者が自主的に仲間づくりをすすめ、それぞれの地域の実態に即して小地域ごとに組織づくりをし、高齢者が共同して相互に支え合い、楽しみを共にすることを基本とします。

(2) 総合的な活動、多様な活動形態

老人クラブ活動は、会員の意見（ニーズ）に基づき、「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」の総合的でかつ均衡のとれた活動展開を図り、また、小グループ活動や世代交流、地域の諸団体との共同活動など、多様な活動形態により推進します。

(3) 各世代、男女が共同する民主的な運営

老人クラブは、組織を構成する高齢会員・若手会員、男性会員・女性会員などの均衡に配慮して役員構成を行い、活動分野ごとにリーダーを設けるなど役割分担をして民主的運営を行います。

○法的な位置づけと公的補助

老人クラブは、昭和38年8月に施行された「老人福祉法」第13条第2項において、“地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他該当事業を行う者に対して。適当な援助をするように努めなければならない”と位置づけられています。

この条項をもとに、国では「老人クラブ活動等事業実施要綱」を定め、地方公共団体（都道府県や市区町村）をとおして、老人クラブに対する公的な補助を行っています。

○老人クラブに期待されていること

介護保険制度の導入に伴い、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援の観点から、その活動及び役割が今後ますます期待されております。

○組織

会 員 年齢は60歳以上の方とします。

ただし、老後の社会活動の円滑な発展に資するため、60歳未満の方の加入も妨げないものです。

老人クラブは、活動が円滑に行える同一小地域に居住するもので組織するものです。会員が日常的に声をかけ合い、徒歩で集まることのできる小地域の範囲で組織することを原則としています。

会員の規模 老人クラブの規模は、おおむね会員30名以上とします。

役 員 会員の互選による代表者1名を置くとともに必要に応じて役員を置くことができます。

○老人クラブ運営の原則

- 1 老人クラブ運営の原則は、自主的かつ民主的に会員本位の運営を行うものとします。
- 2 会則や内規を定めるなど運営方法を明らかにし、年度毎に総会などで、会員とともに活動計画・予算を決定し、終了後には活動報告・決算を行います
- 3 会則や内規に加え、会員名簿や活動記録・会計簿などの帳簿を整備しておくことが必要となります。特に、会計処理については、会費（会員の拠出金）や補助金（公費）を取り扱うことから、常に収入・支出の状況を明確にしておきます。
国庫補助関わる「老人クラブ等事業運営要綱」では、これらの書類は事業完了後5年間保管をしておかなければならないと定められております。
- 4 自主組織として、運営の基礎となる経費は、会員の会費によってまかなわれることを基本とします。補助金・助成金などの公費と寄付金などについては、その趣旨を活かした活動に充当し、公正に執行します。

○新規会員等への呼びかけ

老人クラブは、絶えず新しい会員への呼びかけを行い、仲間を増やしてクラブの活力を維持するするとともに、地域の高齢者の孤立や閉じこもり解消に努めます。

常時活動に参加できない高齢者であっても、会員として迎え、支え合い、喜びを共にできる方法を考え、魅力あるクラブづくりに努めます。